

福祉サービス第三者評価の結果

平成31年 3月19日 提出(評価機関→推進委員会)



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	青森県立子ども自立センターみらい		種別	児童自立支援施設		
代表者氏名 (管理者)	所長 久保 俊哉		開設年月日	昭和23年4月1日		
設置主体 (法人名等)	青森県		定員	(暫定)14名	利用人数	12名
所在地	(〒030-0134)青森県青森市大字合子沢字松森265					
連絡先電話	017-738-2043	FAX電話	017-738-2046			
ホームページアドレス	http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/mirai/2008-0626-1036-418.html					
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴				
	2回	平成24年度、平成27年度				

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p><施設運営理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して生活できる施設にします。 職員が、安心して働くことができる施設にします。 いっしょに、安心して学び合う施設にします。 <p><施設運営基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 集団における人間関係を通して、大切にされる体験を積み重ね、規則的な日常生活の心地よさを体得させます。 日課や行事等あらゆる生活活動場面の中で、すべての職員によって、一般常識や生活技術、社会生活や学校生活上必要な人格形成、対人関係の作り方などを習得させます。 自己生活活動面と社会生活活動面、問題行動面について、客観的な個別評価を定期的に行い、達成目標をいっしょに考えながら、子どもの成長に見合った支援をします。 職員は、子どもにとって最良の支援を行うために、常に自己研鑽に努め、資質や専門性を向上させます。 	
	サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事
	自立支援活動、生活指導、作業指導、クラブ活動、選択教科活動、学習指導	入学式、清掃活動、修学旅行、炊事遠足、東北・北海道野球大会、水泳教室、(前期・後期)意見発表会、(前期・後期)柔道大会、臨海学校、写生会、運動会、文化祭(作品展・学芸会・模擬店)、クリスマス会、餅つき大会、アルペンスキー教室・スキー大会、卒業式、卒業を祝う会、誕生会等

その他、特徴的な取組	<p>当施設は、明治42年に県立感化院新城学園として創設され、その後、少年教護法施行に伴い「少年教護院」となり、児童福祉法施行に伴い「教護院」に変わり、平成9年の児童福祉法改正に伴って、「児童自立支援施設」として「青森県立子ども自立センターみらい」へと名称が変更され、現在に至っています。また、平成11年に「青森市立横内小中学校合子沢分教室」が併設されたことにより、教師と施設職員の十分な連携と情報共有、子どもに寄り添うことを基本として、きめ細やかな支援が実践されていることが特徴です。さらに、毎年度実施している「自己評価」の結果を真摯に受け止め、「第三者評価等改善委員会」を設置し、課題解決や改善策の検討など、支援の質の向上について、前向きに取り組んでいます。</p>		
本館概要	寮舎概要(あかしあ寮・からまつ寮・しらかば寮)		
<p>1階: 所長室、職員室、事務室、分教室職員室、医務室、ロッカー室、トイレ、面談室、物品庫、パソコン室、会議室、データ室、音楽室、物置、湯沸室、体育館等 2階: 教材室、美術室、理科室、教室5、トイレ、物置</p>	<p>児童居室10、指導室3、浴室2、洗面所2、物品庫2、静養室2、乾燥室2、洗濯室、食品庫、機械室、下足室、自習室、リネン室、医務室、調理室、食堂、休憩室、トイレ4、ホール等</p>		
職員の配置			
	職種	人数	職種
	所長	常勤:1 非常勤:0	非常勤技能員(調理員)
	総括主幹(総務課長事務取扱)	常勤:1 非常勤:0	技能技師(運転技能員)
	指導課長	常勤:1 非常勤:0	職業指導員
	主幹	常勤:4 非常勤:0	講師
	主幹専門員	常勤:1 非常勤:0	嘱託医
	主査	常勤:7 非常勤:0	業務当直員
	主事	常勤:4 非常勤:0	非常勤労務員
	専門員	常勤:1 非常勤:0	非常勤事務員
	技能技師(調理員)	常勤:3 非常勤:0	常勤: 非常勤:

2 評価結果総評

<p>◎ 特に評価の高い点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設理念・基本方針について職員間でよく理解がなされています。支援においても、「良いところを見つけ、出来たことを褒める」ことを大切に、施設全体で一貫した方向性を持ち対応されています。 ・関係法令に関する理解が高く、各種規程やマニュアルが非常に良く整備されています。 ・施設内がよく整理整頓されています。居室等の居住環境も同様であり、職員が手本を示しながら、子どもが健全な生活習慣を身に付けられるよう支援がなされています。 ・子どもの考える力・伝える力を伸ばすために、意見発表会や朝のスピーチの機会を設ける、職員が月1回の性教育を行い正しい知識を教える等、子どもたちが抱える課題に対し、必要性が高い部分についてきめ細やかに支援しています。
<p>◎ 改善を求められる点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画が策定されていません。施設の性格上難しい部分ではありますが、具体的な取り組みに繋げることを期待します。 ・「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」が保護者用・児童用別に策定されていますが、児童用については小学生でも理解できるように振り仮名をつける、わかりやすい表現にすることを検討されてはいかがでしょうか。 ・子どもが金銭管理を身に付ける機会として、疑似的な通帳を利用しての日用品・文房具の買い物という形での支援が行われていますが、自立に向けた経済観念の確立をより意識し、ソーシャルスキルトレーニング等の方法を取り入れてはいかがでしょうか。 ・苦情解決事業に関して、より周知を進めることが求められます。施設内への掲示に第三者委員の顔写真を掲載したポスターを貼る、行事の際に子どもたちへ紹介する等の工夫をしてみてもいかがでしょうか。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

<p>評価結果を真摯に受け止めるとともに、評価結果を踏まえた改善に向けて、設置者である青森県の指導を受けながら、今後も全職員が一体となって利用者及び関係者に信頼されるサービスの提供ができるよう努力して参ります。</p>

評価機関	名 称	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	所 在 地	青森市中央3丁目20番30号
	事業所との契約日	平成30年11月1日
	評価実施期間	平成30年11月28日～平成31年1月11日
	事業所への 評価結果の報告	平成31年3月13日

(別紙)

第三評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>理念、基本方針は「業務概要」に明文化されており、ホームページやパンフレット等にも記載されています。職員へは会議の場において、子どもや保護者へは入所時に配布する「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」への記載をもとに、それぞれ説明がなされ周知が図られています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>施設の運営においては、全国やブロックの児童自立支援施設協議会の会議・研修、各機関紙、国・自治体のホームページ等を通じて情報を把握し、国の方向性を踏まえての対応がなされています。経営という部分での情報の把握・分析は、県立の施設であるため施設単独ではなく県担当課と情報を共有しながら行われています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント>経営課題については「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」としてまとめられ、県担当課へ説明しています。施設単独で改善可能な課題は、職員会議等で話し合わせ、対応がなされています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント>中・長期計画は策定されていませんが、「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」を踏まえ、県担当課と検討に着手されている状況にあります。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント> 単年度の事業計画が策定され「業務概要」に記載されており、内容が具体的に示されています。中・長期計画を策定し、反映させたものになればなお良いでしょう。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント>単年度の事業計画は、各会議において諮られたうえで策定されています。評価・見直しについても同様に職員間で話し合われています。計画、実績は「業務概要」としてまとめられ、職員へ配布し周知されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント>「業務概要」はホームページに載せることで、誰でも見ることができるようになっています。子どもに対しては寮での話し合いの時に伝えられています。保護者へは一時帰省の際等に事業計画の説明がなされていますが、一時帰省しない子どももいますので、帰省しない家庭にも説明する機会を設ける必要があります。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント>自己評価実施委員会及び第三者評価結果等改善委員会が設置されており、毎年度の自己評価の実施と定期的な第三者評価の受審、評価結果の分析・検討がなされ、支援の質の向上のために組織的に取り組まれています。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉠・b・c
<p><コメント>自己評価実施委員会及び第三者評価結果等改善委員会で分析・検討された課題や改善策は、月1回の職員会議で改善策が話し合われ、職員間で共有されています。また、施設の課題は「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」として取りまとめられ、県担当課へ説明しています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉠・b・c
<p><コメント>施設長の役割は、事務分担表の中に「所長の業務」として明記されています。また、毎月の職員会議の中で周知されています。有事についても、事象別に対応マニュアルが整備されています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント>新任所長研修のほか、関係機関により開催される研修会へ参加し、遵守すべき法令の情報収集を行っています。必要な情報については毎月の職員会議や処遇会議において説明し、職員への周知も行われています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント>定期的な第三者評価の受審のほか、毎年度自己評価を行っています。評価結果の課題改善に向けた「第三者評価結果等改善委員会」も設置されており、支援の質の向上に向けた継続的な取組体制が確立されています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
<p><コメント>第三者評価や自己評価の結果を分析し、「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」として取りまとめ、県担当課に提出するなど、指導力を発揮しています。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント>人事体制についての計画や要望は「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」としてまとめ、説明が行なわれていますが、今後、中・長期計画を策定し、盛り込むことが期待されます。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a ・b・c
<p><コメント>「青森県人材育成方針」による人事管理が行われています。求められる人材が明記され、人事評価についても定期的の実施され、面談で職員の意向や意見を聞く体制もあります。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント>職員の就業状況については定期的に確認され、必要に応じて県担当課へ報告がなされています。職員との面談も定期のほか希望に応じて行われています。その他は県の基準に基づいて対応されています。施設の体制が本庁と異なることを鑑み、可能な範囲で施設独自の取り組みに期待します。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント>県の「人事評価制度」に基づいた人事評価が行われています。専門職としての配置もあることから、今後は一人ひとりの育成についてのプログラム作成が行われる体制作りに期待します。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a ・b・c
<p><コメント>「施設運営基本方針」の中に職員としての基本姿勢が明記されています。「職員研修管理要領」が定められ、職員の教育・研修が計画的に行われています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a ・b・c
<p><コメント>「職員研修管理要領」に基づいた研修の管理が行われています。業務別に職員個別に「研修カード」が作成され、研修の参加状況や資格の取得状況を確認できる体制が確立しています。</p>		

II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
<p><コメント>「実習生受入事務取扱要綱」に基づいて実習生の受入れが行われています。保育士を中心に夜間帯の実習も行われるなど、専門職の特性に配慮したプログラムが用意されています。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㉠・c
<p><コメント>ホームページ内に「業務概要」を記載し、情報の公開を行っています。業務概要の中には理念・基本方針のほか、第三者評価の結果も記載されています。今後はできる範囲で、公共機関や地域の町内会等への配布も検討されてはいかがでしょうか。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント>施設内の事務・財務の担当については「事務分担表」により明確にされています。自己検査や出納局による財務事務検査、監査委員事務局による財務監査が実施され、事務や経理についての公平性・透明性は確保されています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉠・c
<p><コメント> 施設の特徴から、地域との交流は制限される中で、清掃活動や臨海学校での海岸清掃活動を行い、各種行事を地域に案内するなどして地域との交流を図っています。自立した社会生活ができることを目標としていることから、地域の社会資源を利用した交流機会を持つてみてはいかがでしょうか。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p><コメント>ボランティアの受入れについて「ボランティア活動受入要領」を策定して対応しています。毎年度、定期的に受入れしている学習ボランティアに対しては、年度当初に説明会を開催し注意事項を伝えています。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント>児童相談所や出身校との連絡調整が行われています。職員間でも職員会議のほか、処遇会議で個別ケースについての検討が十分に行われており、必要に応じて関係機関との連携が十分にとられています。関係機関の一覧は作成されていますので、今後は子どもの自立に向けた関係機関とのネットワークづくりに期待します。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	a・ b ・c
<p><コメント>施設の行事へは地域住民団体に開催案内を行い、交流を図るための取組が見られます。また、研修講師の依頼は積極的に受け入れています。施設の特徴から機能還元は難しいと思われませんが、今後も施設の設備や機能を生かした研修会を企画するなどしながら、地域との交流が継続することを期待します。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント>地区民生委員児童委員協議会の定例会や、地区防犯協会の研修会等に参加し、地域の福祉ニーズ把握に努める姿勢が見られます。今後も積極的なニーズ把握を継続するとともに、施設の専門職による相談窓口の設置や、案内が行われることを期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・b・c
<p><コメント>基本方針については「業務概要」にも明記され、「倫理綱領」や「児童のプライバシー保護に関する要領」など、各種規程が策定されています。職員への周知は、職員会議での確認が行われ理解を促す体制ができています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント>「児童のプライバシー保護に関する要領」を策定し、職員へ周知もされています。また、子どもの権利擁護については、外部講師による職員研修を開催しているほか、職員へ「被措置児童等虐待の事例」の資料を配布し、理解を深めるための説明も行われています。今後は、子どもや保護者に対する周知への取組に期待します。</p>		

Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p><コメント>ホームページやパンフレットの作成が行われ、関係機関に配布しています。見学は、入所児童に配慮しながら受け入れしています。入所の際にもパンフレットのほかに「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」が用意され、わかりやすく説明しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p><コメント>入所の書面による同意については児童相談所により確認され、当該施設においても入所時に子どもと保護者の意思を確認しています。また、入所に際しては、パンフレットと「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」を使用し、わかりやすく説明を行い、施設内も案内しています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>退所児童については、「事後指導事業実施要綱」に基づき、相談・訪問等が行われています。措置変更や他施設への移行の場合も、児童相談所と連携しながらのフォローアップが行われています。退所時には施設の連絡先を配布し、いつでも相談できることを伝えています。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント>毎月、「児童との話し合い実施要領」に基づき、子どもとの面接が行われており、意見を聴取する機会が確保されています。相談は随時受けているほか、苦情受付箱も設置され、子どもの要望を聞く方法が複数用意されています。必要に応じて意向調査の担当者設置や委員会活動等への発展が期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㉑・c
<p><コメント>「苦情解決事業実施要綱」に基づいて対応されています。苦情受付箱も設置されており、入所時に配布される「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」にも苦情の伝え方が記載されています。苦情内容と対応結果については「業務概要」に記載して公表とフィードバックが行われる体制ができていますが、より子どもや保護者への周知を進めることが求められます。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㉑・b・c
<p><コメント>入所時に配布されている保護者用と子ども用の「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」の中に、相談体制といつでも相談できることがわかりやすく記載されています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>「児童等からの意見、要望、提案に関する対応要領」が策定されており、要領に基づいた対応がなされています。子どもに意見を聞く機会は毎月の面談のほかにも複数確保されており、必要に応じて助言が行われ、職員間でも共有されています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㉒・c
<p><コメント>「危機管理対策要綱」が策定され、危機事案ごとの具体的なマニュアルも整備されています。危機事案については新聞記事の呈覧や職員会議でも検討・共有されています。体制が整備されているため、施設で策定されている要綱に責任者や体制図が明示されることを期待します。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>感染症についての各種マニュアルを整備し、職員への周知がなされています。感染症発生事例はありませんが、発生時に備えて備品等も用意されており、体制も確立されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>火災・地震等の避難訓練は毎月行われており、年2回は総合訓練が行われています。食料や備品についてもリストを作成して管理が行われており、災害時の子どもの安全確保への取組が行われています。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。</p>		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	㉑・b・c
<p><コメント>「生活指導要綱」をはじめとした「執務提要」として設置し、指導職員全員への配布が行われ、毎月の職員会議において実施状況を確認しています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉑・b・c
<p><コメント>「執務提要」は、支援の過程で必要がある場合に随時見直しが行われており、見直した内容については職員共通理解のもとで実践されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な支援実施計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント>「自立支援計画策定要領」が策定されており、要領に基づいた計画策定が行われています。寮担当者による会議でアセスメントが行われ、把握された意向・情報をもとに、指導課・総務課・分教室の関係職員等による処遇会議に諮り、支援計画が策定されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に支援実施計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント>「自立支援計画策定要領」に基づいた評価・見直しが行われています。子どもの意向把握は、毎月の面談で行われており、組織的な仕組みが確立された評価・見直し体制となっています。見直しが行われた計画は適切に児童相談所へ提出されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉑・b・c
<p><コメント>個々の記録は毎日記録され、引継ぎや申し送りが行われています。毎朝の職員朝会に分教室の職員も参加し、夜勤者から日勤者への申し送りが行われています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント>各記録は「青森県個人情報保護条例」と「青森県公文書管理要綱」に基づき、適切に管理されています。職員は採用時から文書管理についての教育・研修を受ける機会が確保されています。</p>		

内容評価基準（41 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>子どもの最善の利益を目指し支援を行うことは「施設運営理念」に掲げられており、各種会議の場では支援内容が子どもの最善の利益になっているかという視点から検討されています。「良いところを見つけ、出来たことを褒める」ことが支援の基本として職員間で共通の認識となっています。</p>		
A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>児童自立支援施設は、子どもの自立を支援し学校や社会への復帰を目指すことを目的としており、長期間入所しての生活を想定してはいないことから、子どもにその出生や生い立ち、家族の状況等について知らせるといった場面は多くありません。必要となった場合には児童相談所を主体に、連携して対応を行うとのことですので、個々の状況に応じた支援を期待します。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 特別支援日課など子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	a・ ⓑ ・c
<p><コメント>特別支援日課は「児童の懲戒に関する取扱要綱」に基づき、職員間での協議を経たうえで実施されています。要綱には、体罰をはじめ対応における禁止事項も明確にされており、権利侵害を防ぐための配慮がなされています。実施に当たっては子どもの納得・同意が前提となっており、納得に至っていない段階では振り返りの機会が設けられ、子どもが自らの行動と向き合い、成長できることを重視した丁寧な支援が行われています。</p> <p>子どもが納得できない場合の表明の手段のひとつとして、苦情解決制度も利用できることが周知されればなお良いでしょう。</p>		

A-1-(2) 権利についての説明		
A④	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・ b ・c
<p><コメント> 新入所児童に対しては、「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」に基づき、意見表明の手段等、施設での生活における権利が説明されています。しかし、子どもの権利（生きる・育つ・守られる・参加する権利）自体についての説明は、入所時・入所後共に改めては行われていないため、機会を作ってみてはいかがでしょうか。</p> <p>日々の支援の記録からは、権利と責任について子どもに伝えようとする職員の努力が窺えます。権利擁護に関する職員研修に加え、平成30年度は事前の職員アンケートも実施されており、職員の意識の実態を把握しながら今後のよりよい支援へ繋げようとする意欲的な姿勢があります。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A⑤	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a ・b・c
<p><コメント>子どもと職員がふれあう機会は、「児童との話し合い実施要領」に基づく集団での話し合い、担当職員との個別の面談がそれぞれ月1回あるほか、子どもの希望により職員が都度相談に応じるなどの形で確保されています。</p> <p>職員以外では、柔道、野球、バドミントン等のスポーツをとおしての講師やボランティアとの関わり、学生ボランティアによる定期的な学習支援、行事における民生委員等地域の関係者や第三者委員との交流といった機会があり、幅広い立場・年齢層の人たちとの関わりが持たれています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑥	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a ・b・c
<p><コメント> 体罰等の禁止については、「生活指導要綱」や「児童の懲戒に関する取扱要綱」の中で、具体的な例と共に明示されています。毎月の会議では所長からの注意喚起がなされ、また、職員間でも感情的な対応になることを防ぐため、事前に場面を想定して話し合うといった取組がなされています。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント>不適切なかかわりの防止のため、「より適切な対応をめざすためのガイドブック」が活用されています。また、職員の複数配置や、死角を作らないことが意識されています。児童間でのトラブルについては、パーソナルスペースについて教える等、適切なかかわり方を身に付けられるよう取り組むことで未然の防止に努められています。子どもが自身を守るための知識・方法を学ぶ機会があればなお良いでしょう。</p>		

A⑧	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a・ ⑧ ・c
<p><コメント>被措置児童虐待の届出・通知に対する対応については、青森県作成の「被措置児童等虐待対応マニュアル」に沿って体制が構築されており、職員への周知も図られています。今後は、子どもへの周知方法を検討してみたいかがでしょうか。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑨	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	⑨ ・b・c
<p><コメント>施設の活動において宗教的要素の強いものはなく、強要もありません。また、子どもや保護者の思想や信教については自由であり、そのことによって権利が損なわれることもありません。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑩	A-1-(6)-① 施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	⑩ ・b・c
<p><コメント> 施設が行う支援については、まず入所時に「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」を用いてその内容・方法が説明されています。また、月に1回の担当職員との面談では当月の行動評価の結果を踏まえて次月の目標が設定されており、子どもと職員が支援について確認し、話し合える場となっています。適切な情報提供と、子どもが主体的に問題解決に取り組む力を伸ばすための支援が意識されています。</p>		
A⑪	A-1-(6)-② 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	⑪ ・b・c
<p><コメント>年に2回の意見発表会や週1回の朝のスピーチ等の機会が設けられており、子どもの考える力、伝える力を伸ばすことを目的に支援が行われています。また、子どもから出された意見、要望等への対応は「児童等からの意見、要望、提案に関する対応要領」に基づき、枠組みの中で可能な範囲で前向きに検討されています。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑫	A-1-(7)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	a・ ⑫ ・c
<p><コメント> 「児童との話し合い実施要領」に基づき、月に1回寮ごとに集団での話し合いの場が設けられており、生活に関わることや余暇に関わること等、子どもからの意見、要望が様々に出されています。出された意見、要望は枠組みの中で可能な範囲で前向きに検討され、反映されています。調理実習等の活動や、行事の出し物、パネル作成等についても、子どもの意見を取り入れながら実施されています。環境的に難しい部分もありますが、例えば児童の会を組織し子ども同士で日常生活のあり方を話し合うなど、より主体的に活動できる内容を検討してみたいかがでしょうか。</p>		

A⑬	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a・ ⑬ ・c
<p><コメント> 金銭管理を身に付ける機会としては、「日用品等購買訓練実施要領」に基づき、疑似的な通帳を利用しての日用品・文房具の買い物が実施されています。子どもの金銭所持は施設内では禁止されており、環境面から難しい部分もあるかと思いますが、自立に向けた経済観念の確立のための支援をより意識し、ソーシャルスキルトレーニング等の方法を取り入れることも検討してみてもいいのではないでしょうか。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑭	A-1-(8)-① 家庭引取りにあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a・ ⑭ ・c
<p><コメント>子どもの退所は、生活改善が図られ、行動評価の段階が一定に達すると進められることとなります。その際は児童相談所と連携のうえ、受け入れる側の環境整備のための働きかけや、経過や関わり方等に関する引き継ぎが行われており、退所後の生活が定着するよう支援がなされています。施設入所や里親委託の形で退所となる場合は、退所前から受け入れ先の里親・施設職員が来所して子どもと会う機会が設けられています。退所後に児童福祉司指導等措置による支援体制が採られるかは児童相談所の判断となっておりますが、施設と児童相談所が情報を共有し、退所後の適切な支援体制に繋がる連携が望まれます。</p>		
A⑮	A-1-(8)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	a・ ⑮ ・c
<p><コメント>退所後の支援としては、「事後指導事業実施要綱」に基づき、相談・訪問等が行われています。また退所した子どもの状態に合わせ、個別の約束事を決めてのフォローアップがなされており、約束事の中には一定期間の定期的な連絡が含まれ、状況把握に努められています。約束事には施設の連絡先も記載されており、退所後も相談に応じられることが説明されています。情報共有が必要な関係機関とは、今後のより一層の連携強化を期待します。通所による支援は実施されていません。</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	⑯ ・b・c
<p><コメント>一人ひとりの子どもに対しケース担当の職員がいますが、個別自立支援計画作成にあたっては寮会議を開催し複数の職員で作成しています。また、それをもとに子どもが自ら目標を書いて居室前に掲示し、視覚的にもわかりやすいように支援が行われています。さらに、個別面談や寮ごとの話し合いも実施され、児童と向き合う時間を大切にしています。</p>		

A⑰	A-2-(1)-② 子どものニーズをみたすことのできる日常的で良質な生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・ ㉑ ・c
<p><コメント>「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」(児童用)を活用し、入所時に安全・安心な生活を営むために施設内で守るべきルールを寮長がかみくだいて説明していますが、ふりがなやイラストを用いる等、子どもが理解しやすい工夫が期待されます。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	㉒ ・b・c
<p><コメント>野球大会、柔道大会、水泳教室、意見発表会、箏、家庭科における調理活動等、子どもに応じた多彩な行事が盛り込まれており、学校の先生やボランティアとの連携により工夫され行われています。特に意見発表会においては、皆の前で発表し、子どもが達成感を感じることが出来る機会を前期・後期の2回設けています。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	㉓ ・b・c
<p><コメント>「生活指導要綱」に基づき支援しています。日課表があり、その中に「洗顔」「部屋整理」「入浴・洗濯」「寮舎清掃」と、生活習慣が体得でき、規則正しい生活習慣ができるよう支援しています。整理整頓がとても行き届いています。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 多くの生活体験を積む中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	㉔ ・b・c
<p><コメント>地域の神社(宵宮の前の草刈り)、道路の清掃等の社会貢献、キャンプでの自然体験、ほかにもボランティアとのスポーツ交流、NPO法人による芸術療法と様々な体験ができるような機会が設けられています。行事や日課の中で、子どもの健全な自己の成長や問題解決力の向上に努めています。</p>		
A㉑	A-2-(1)-⑥ 子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している	㉕ ・b・c
<p><コメント>入所時の個別指導において、これまでの問題行動に対する振り返りを行っています。入所中に問題行動を起こした場合、一人静かに振り返りをする時間を設けています。性的な問題を抱えた子どもがいることから、全員の子どもの対し月1回の性教育を行っているほか、心理療法担当職員指導のもと認知機能強化トレーニング(コグトレ)を毎日20分程度実施する等積極的な取り組みが見られます。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑳	A-2-(2)-① 団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・㉑・c
<p><コメント>職員も子どもと同じ場所で食事を摂り、残食や嗜好をチェックしています。また、栄養士管理のもと食事が提供されています。より楽しく食事をするために、季節感をもたせる、花を飾る等の空間作りを行ってみてはいかがでしょうか。</p>		
A㉑	A-2-(2)-② 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	㉒・b・c
<p><コメント>アレルギー・偏食状況については、入所時に保護者から書類に記入され把握しています。対象児童の誕生会には本人の希望を取り入れたメニューにする工夫がされ、敷地内の畑で収穫した農作物は食事に提供されます。寮ごとにおやつ作り体験が実施され、適切な食育がされています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉒	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・㉓・c
<p><コメント>寮内ではセンターで提供された同じジャージを着用し統一されています。入浴時は着替えを必ず行うこととし、入浴日でないときでも日課内で下着を取り換える時間帯を設定し衣類を清潔に着る工夫がされています。退所後も子どもが困ることのないよう、TPOに合わせた服装ができるような支援の工夫が期待されます。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A㉓	A-2-(4)-① 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・㉔・c
<p><コメント>見たいテレビ番組を録画して自由時間に皆で見る楽しみがあります。共有スペースはソファがありくつろげる空間が保たれています。一方、寮舎は昭和54年に建てられたもので、老朽化は否めない状態です。一つの部屋に3人で寝泊まりしているところもあり、個室化の検討やプライバシーへの配慮が一層求められます。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉔	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	㉕・b・c
<p><コメント>子どもにはうがい手洗いの励行がされており、個人のがい用コップが準備されています。そのためか、インフルエンザ等のウイルス感染者はここ数年見られていません。服薬している子どもが多く、薬の管理は職員が行っていますが、子ども自ら服薬の申し出を行うよう支援しています。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>嘱託医（内科、精神科）との定期的なカンファレンスを実施し、子ども一人ひとりの健康状態や発達状況を確認・把握しています。ここ数年感染症や食中毒には誰も罹患していないということですが、「感染症対策マニュアル」、「食中毒対策マニュアル」が整備され、職員会議の中でも時期になると注意喚起しています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉑	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント>性に関する外部研修へ職員が参加し、職員会議で復命研修を行っています。子ども全員に対し、職員による月1回の性教育を寮毎に行なっており、性に関する正しい知識を得る機会が設けられています。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉒	A-2-(7)-① 子どもに暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント>入所時に、子どもの行動上の特性について、職員間で情報共有が行われています。暴力、無断外出などそれぞれの行動に対するマニュアルがあり、それに基づいて対応し、記録が取られています。</p>		
A㉓	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で徹底している。	㉑・b・c
<p><コメント>分教室でいじめのアンケートを行い、寮でも情報共有しています。入所時に、しおりを用いて子どもにいじめや暴力について規律違反であることを十分説明していますが、問題行動が起こったときは「児童の懲戒に関する取扱要綱」に基づき対応しています。居室については個室とはいきませんが、子どもの特性に配慮した部屋割りがなされています。</p>		
A㉔	A-2-(7)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	㉑・b・c
<p><コメント>保護者等からの強引な引き取りや不審者への対応として、「緊急時避難訓練実施計画」が策定されています。地元警察署や交番とは地区防犯協会の会議等において普段から連携を確認し、児童相談所とも密にやり取りしています。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A③②	A-2-(8)-① 被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ ③ ・c
<p><コメント> 常勤の心理療法担当職員が配置され、心理的ケアが必要な児童に対する心理面接、心理検査を行っているほか、「よくわかる心理判定書の読み方」等毎回テーマを決めて職員研修を会議の中で複数回行っていきます。心理療法担当職員は、この他にも嘱託医との連携やケースカンファレンスの主担、認知機能強化トレーニングの担当を行っていますが、変則勤務に入っており、専門的な役割をこなしていくには平常勤務に配置する等の工夫が期待されます。</p>		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A③③	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	③ ・b・c
<p><コメント> 辞書や資格取得の本等、学習に必要な書籍を準備しています。弘前大学から学習ボランティアが定期的に来所し、学習面に限らず年の近い良き相談相手としての役割も担い精神的にも支えとなっています。受験をする子どもには個室で学習できるよう環境が整えられています。</p>		
A③④	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・ ④ ・c
<p><コメント>分教室と情報共有し、進路について本人とも話し合いを行っています。進学希望者が多いということですので、子どもの進学の判断材料のひとつとして、オープンスクール等に参加し実際に体験してみたいかがでしょうか。</p>		
A③⑤	A-2-(9)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	⑤ ・b・c
<p><コメント>近年は高校への進学率が100%であり、職場実習や職場体験は実施していませんが、所内において職業指導員による農作業指導を実施しています。種つけから収穫、食べるころまで実施し、毎年計画的に取り組まれています。</p>		
A③⑥	A-2-(9)-④ 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	⑥ ・b・c
<p><コメント> 分教室とは毎朝の職員朝会、毎月の職員会議・処遇会議、連絡会議等にもとも出席し、お互いに情報交換・共有しています。各種行事についてもお互いに協力し実施しています。</p>		
A③⑦	A-2-(9)-⑤ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	a・ ⑦ ・c

<p><コメント>スポーツ関連については野球、柔道、バドミントン、スキー等を実施し、東北・北海道地区の大会に出場する種目もあります。文化活動については箏、手芸、調理等の活動を実施し、箏、手芸については文化祭や卒業を祝う会で発表する機会があり、ルールを守ることを覚え、達成感を得られる機会としては多彩な機会が設けられています。少人数の施設であるため自由に部活動の選択をすることは難しいと思いますが、できるだけ子どもの意向を尊重することが望まれます。</p>		
<p>A-2-(10) 通所による支援</p>		
A③⑧	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	非該当
<p><コメント></p>		
<p>A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント>家庭支援専門相談員は兼務で配置されています。心理療法担当職員を中心として、保護者とも定期的な面接やカウンセリングを行うなどの機会の確保について検討してみたいかがでしょうか。</p>		
<p>A-2-(12) 親子関係の再構築支援</p>		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・ ③ ・c
<p><コメント>面会、外出、一時帰宅は児童相談所と連携・協議して行われており、電話や手紙についての注意事項は「青森県立子ども自立センターみらいのしおり」に記入され、十分な配慮のもと再構築に努めています。親と一緒に泊まれるような宿泊設備はなく、ハード面については行えない状況がありますが、代案として例えば日中親子で過ごしているところを観察できるような機会を作るなどの工夫が期待されます。</p>		
<p>A-2-(13) スーパービジョン体制</p>		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	③ ・b・c
<p><コメント>スーパーバイザーとしては指導課長、各寮長、心理療法担当職員を配置し、指導課長を基幹的職員として配置しています。複数配置することで、相談しやすい体制作りを行っています。</p>		